

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険料(税)の賦課徴収事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)等関係法律の規定に基づき国民健康保険事務を実施している。 ①被保険者の当該被保険者資格における加入期間を管理し、納付状況に応じて、マイナンバーカードに当該被保険者資格の登録抹消及び資格情報のお知らせを行う。また、マイナンバーカードを利用していない方など、必要に応じ資格確認書の交付を実施する。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③保険料(税)の賦課・徴収について、被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料(税)の算定、賦課を実施し、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 なお、特別な事情もなく滞納している被保険者に対しては、特別療養費の対象として通知し、保険給付の差し止め、財産の差押等滞納処分を実施する。 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務(資格履歴管理事務、機関別符号取得等事務)の実施。 ※なお、これらの事務に関して、番号法等関係法律に基づき、各情報共有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会及び情報提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、国保情報集約システム、国保総合システム、eLTAXシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル・国民健康保険料(税)賦課情報及び収納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)番号法第9条第1項及び別表24の項・別表44の項 - 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第22号)第16条及び第24条 - 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48、69、70、71の項) 【情報提供の根拠】 - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、89、111、115、125、131、137、141、145、158、161、166、173の項) 【オンライン資格確認の準備業務】 - 番号法附則第6条第4項 - 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康保険課・税務住民課
②所属長の役職名	健康保険課長・税務住民課長

6. 他の評価実施機関

総務省, 地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、国民健康保険関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。 次の事務取扱者等への教育研修を実施している。 ・事務取扱者への研修(関連システム情報セキュリティ対策等) ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修等	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二・・・	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二・・・	事前	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務住民課	健康保険課	事後	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務住民課長	健康保険課長	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)等関係法律の規定に基づき国民健康保険事務を実施している。 ①被保険者の当該被保険者資格における加入期間を管理し、納付状況に応じて、マイナンバーカードに当該被保険者資格の登録抹消及び資格情報のお知らせを行う。また、マイナンバーカードを利用していない方など、必要に応じ資格確認書の交付を実施する。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③保険料(税)の賦課・徴収について、被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料(税)の算定、賦課を実施し、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。なお、特別な事情もなく滞納している被保険者に対しては、特別療養費の対象として通知し、保険給付の差し止め、財産の差押等滞納処分を実施する。 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務(資格履歴管理事務、機関別符号取得等事務)の実施。 ※なお、これらの事務に関して、番号法等関係法律に基づき、各情報共有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会及び情報提供を行う。	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、国保情報集約システム、国保総合システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、国保情報集約システム、国保総合システム、eLTAXシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年7月1日	2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル・国民健康保険料(税)賦課情報及び収納情報ファイル	事後	
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第一の30の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 番号法第9条第1項及び別表24の項・別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第22号)第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条(1号, 2号), 第2条(2号, 3号, 5号, 6号, 7号, 12号), 第3条(2号, 3号, 5号, 6号, 7号, 8号), 第4条(1号, 2号), 第5条(2号, 3号, 4号, 5号), 第19条(1号), 第20条(8号, 9号), 第25条(3号), 第33条(1号), 第43条(3号, 5号, 7号), 第44条(1号), 第46条(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二(42, 43, 44, 45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号, 10号, 11号, 12号, 13, 14, 15, 16号), 第26条 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48, 69, 70, 71の項) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1, 2, 3, 5, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 89, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 166, 173の項) 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康保険課	健康保険課・税務住民課	事後	
令和7年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長	健康保険課長・税務住民課長	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 手を介在させる作業人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、国民健康保険関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 もっとも優先度が高いと考える対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断根拠		事務取扱者の適切な監督を行っている。 次の事務取扱者等への教育研修を実施している。 ・事務取扱者への研修(関連システム情報セキュリティ対策等) ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修等	事後	